

別紙1

テレワークステーション KADO 拡張・改装工事設計業務委託 特記仕様書

I 業務概要

1. 業務名称 テレワークステーション KADO 拡張・改装工事設計業務委託

2. 履行期間 契約締結日から2019年11月15日まで(予定)

(1) 基本設計業務 2019年 8月31日まで(予定)

(2) 実施設計業務 2019年11月15日まで(予定)

3. 計画施設概要

- | | |
|-------------|-------------------------|
| (1) 施設名称 | ウイングロードビル |
| (2) 敷地の場所 | 長野県塩尻市大門一番町7番1号 |
| (3) 施設用途 | 店舗、社会教育・研修施設、事務所 |
| (4) 敷地面積 | 5,686.77 m ² |
| (5) 施設の延べ面積 | 9,889.96 m ² |
| (6) 主要構造 | RC造 地上4階 地下1階 |
| (7) 建築年度 | 平成5年度 |

4. 設計と条件

(1) 施設の条件

- | | |
|---------|----------------------------|
| ア 対象範囲 | 3階の一部(テレワークステーション KADO ほか) |
| イ 対象床面積 | 約765 m ² |
| ウ 工事種別 | 改修工事 |

(2) 建設の条件

ア 事業費

(ア) 工事費 約70,330千円(税込)

(イ) 什器購入費 約15,870千円(税込)

イ 工事工期(予定)

2019年12月上旬から2020年3月中旬まで

(3) 設計の条件

ア 計画概要

別紙2 「テレワークステーション KADO 拡張・改修工事 計画概要」を参照

イ 現況調査

設計に先立ち、工事対象範囲において現況レイアウト・仕上、既存設備機器、配管、配線等について現地調査を行うこと。

II. 業務仕様

特記仕様書に記載のされていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 設計業務の範囲

(1) 一般業務

ア 基本設計

- ・ 建築（総合）基本設計に関する標準業務
- ・ 電気設備基本設計に関する標準業務
- ・ 機械設備基本設計に関する標準業務

イ 実施設計

- ・ 建築（総合）実施設計に関する標準業務
- ・ 電気設備実施設計に関する標準業務
- ・ 機械設備実施設計に関する標準業務

(2) 追加業務

ア 積算業務

イ 概略工事工程表の作成

ウ 確認関係諸手続業務

エ 現地調査に係る既存施設改修業者へのヒアリング

オ 什器備品調達リスト及び配置計画案の作成

カ 意見聴取に関する業務

- ・ 基本設計時におけるワーカー、クライアント等事業関係者からの意見聴取及び設計への反映

キ 情報ネットワーク設備設計業務

- ・ サーバ、有線 LAN、無線 LAN（電波強度）等のネットワーク構築に必要な建築及び設備設計

2. 業務の実施

(1) 一般事項

ア 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。

イ 実施設計業務は、提示された設計と条件、適用基準等及び監督職員の承諾を受けた基本設計図書によって行う。

ウ 積算業務は、監督職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準によって行う。

(2) 適用基準等

本業務の実施にあたっては、建築基準法その他関係法令並びにその他これに基づく条例及び規則等の規定によるほか、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したもの（最新版）によるものとし、事前に監督員の承諾を得ること。

また、下記に掲げるものを含む各種適用基準の適用の要否については、監督員と協議するものとする。

ア 建築

- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築設計基準及び同解説
- ・ 建築構造設計基準及び同解説
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準及び同解説

イ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）

ウ 積算共通

- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式
- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築設備工事内訳書標準書式

(4) 業務計画書等の提出

ア 受託者は契約締結後、5日以内に業務着手届及び業務工程表を作成し、発注者に提出すること。

イ 受注者は契約締結後、速やかに業務計画書を作成し、発注者に提出し、承認を受けること。

ウ 業務計画書には、次の事項を記載すること。

- ・ 検討業務内容
- ・ 業務遂行方針
- ・ 業務詳細工程
- ・ 業務実施体制および組織図
- ・ 管理技術者、照査技術者、担当技術者一覧表および経歴書
- ・ 協力者がある場合は、協力者の概要および担当技術者一覧表
- ・ 打ち合わせ計画

- ・ 成果品の内容
- ・ 連絡体制（緊急時含む）
- ・ その他、発注者が必要とする事項

エ 業務計画書に定める事項の記載内容に追加および変更が生じた場合には、速やかに発注者に文書で提出し、承認を受けること。

(5) 打ち合わせおよび議事録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者と発注者は打ち合わせを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については受託者がその都度記録する。記録は、Word形式（A4縦型）で速やかに作成し、相互に確認した上で、議事録として提出すること。

(6) 検査

ア 業務が完了した時は、業務完了届及び成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

イ 業務完了期限前であっても、発注者があらかじめ成果品の提出期限を指定した場合には、その指定する期限までにその時点における成果品を提出し、検査を受けること。

(7) 成果物及び提出部数等

ア 基本設計

成果物等	規格	部数	備考
基本設計説明書	A 4	2 部	
基本設計概要書 (配置計画、動線計画、意匠計画、 色彩計画、セキュリティ計画、防災 計画、仮設計画等)	A 4	2 部	
仕上表	A 4	2 部	
電気設備計画説明書	A 4	2 部	
電気設備設計概要書	A 4	2 部	
給排水衛生設備計画説明書	A 4	2 部	
給排水衛生設備設計概要書	A 4	2 部	
空調換気設備計画説明書	A 4	2 部	
空調換気設備設計概要書	A 4	2 部	
設計図面（平面図）	A 3	2 部	
	データ	1 部	DXF、JWW、PDF
透視図（空間パース図）	A 3	2 部	
	データ	1 部	PDF

打合せ書	A 4	2 部	
概略工事工程表	A 3	2 部	
工事費概算書	A 4	2 部	
ヒアリング等のまとめ	A 4	2 部	
その他（発注者の指示による）			

※各説明書、概要書は兼ねることも可能

イ 実施設計

成果物等	規格	部数	備考
設計図面（原図）		1 部	
	データ	1 部	DXF、JWW、PDF
設計図面（原図）製本		2 部	
設計図面（縮小）	A 3	2 部	
設計図面（縮小）製本	A 3	2 部	
設備設計計算書	A 4	2 部	
積算数量算出書	A 4	2 部	
工事内訳書（金入り・金抜き）	A 4	2 部	
什器備品調達リスト	A 4	2 部	
什器備品配置計画（平面図）	A 3	2 部	
見積書等関係資料	A 4	2 部	
単価資料	A 4	2 部	

区分	名称	縮尺	備考
建築意匠図等	表紙		
	図面リスト		
	特記仕様書		
	案内図		
	配置図	1/100～1/500	
	仮設計画図	1/100～1/500	
	面積図・求積図		
	仕上表		
	工事区分表		
	平面図	1/100～1/200	
	断面図	1/100～1/200	
	展開図	1/20～1/50	
	平面詳細図	1/20～1/50	
	一般詳細図	1/20～1/50	

		部分詳細図	1/20～1/50	
		建具キープラン	1/100～1/200	
		建具図	1/20～1/50	
		家具キープラン	1/100～1/200	
		家具図	1/20～1/50	
		各伏せ図	1/100～1/200	
		解体撤去指示図	1/100～1/200	
		法規チェック図		
		その他		発注者の指示による
設備 関係 図	共通	表紙		
		図面リスト		
		特記仕様書		
		工事区分表		必要に応じて
		案内図		
		配置図	1/100～1/500	
		機材等指定表		
		その他		発注者の指示による
	電気	受変電設備図	1/50～1/200	必要に応じて
		幹線図、系統図	1/50～1/200	
		電灯設備配線図	1/20～1/50	
		照明器具姿図	1/20～1/50	
		分電盤回路図、姿図	1/20～1/50	
		動力設備配線図	1/10～1/50	必要に応じて
		火災報知器設備図	1/50～1/200	
	通信	機器配置図		
		ネットワーク図		
		機器配線図		
		電気配線図		
	セキュリ ティ	機器配置図		
		機器配線図		
		電気配線図		
	給排水、 衛生	配管平面図	1/50～1/200	必要に応じて
		便所、機械室、断面図等	1/50～1/200	必要に応じて

		系統図	1/50～1/200	必要に応じて
		機械図	1/50～1/200	必要に応じて
		器具取付詳細図	1/20～1/50	必要に応じて
		器具表	1/20～1/50	必要に応じて
		屋外設備図	1/50～1/200	必要に応じて
	空調	ダクト配管平面図	1/50～1/200	
		ダクト配管系統図	1/50～1/200	
		機器類姿図	1/20～1/50	
		自動制御版平面図、展開、系統、各部結線図		
		消火設備図		
		屋外設備図		必要に応じて

(8) 成果品の取り扱い

本業務の成果品はすべて発注者に帰属するものとし、受注者は発注者の許可なく複製、貸与、公表及び使用してはならない。

なお、提出されたデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事の施工図の作成、当該施設の完成図及び完成後の維持管理に使用する。

(9) その他

ア 受注者は、本業務に関して知りえた情報・資料等を他に漏らしてはならない。

イ 受注者は、業務を実施するに当たり、発注者と密着な連携を図りつつ、進捗に応じて発注者の指示により報告を行い、必要に応じて情報収集した資料を提出するものとする。

ウ 本業務の対象となる工事は追加工事及び工期延長が原則不可能となるため、受注者は、事業費及び建設工期を厳守可能な設計を行うこととする。

エ 発注者は、事業費を負担する塩尻市に説明するための資料の作成・提出など、可能な限り協力するよう努めることとする。

オ 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、また本仕様書に定めのない事項については発注者と受注者が都度協議のうえ、決定するものとする。